(変更の承認又は届出に関する報告)	六 長の氏名 一	四 指定をした年月日及び設置年月日(設置されていない場合にあつて三 位置 二 名称	所在地) 一 設置者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所のる。	(国の設置する養成所にあつては、第一号に掲げる事項を除く。)とす第三条の二 令第十条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項(指定に関する報告事項)	一〜十二 (略) 第二条 令第十条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。(指定基準)	改正案
				(新設)	一〜十二 (略)第二条 令第十条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。(指定基準)	現行

(指定の取消しに関する報告事項) (指定の取消しに関する報告事項) (指定の取消しに関する報告事項)	を含む。)の主務省令で定める事項は、前項第二号に掲げる事項とする。 第六条 令第十三条第二項(令第十七条の規定により読み替えて適用する場合 一〜三 (略) を含む。)の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。	第五条の二 令第十二条第三項(令第十七条の規定により読み替えて適用 する場合を含む。)の規定による報告は、毎年五月三十一日までに、次 で要の承認に係る事項(第四条第一項第八号に掲げる事項及び実習施設を除く。) 当該年の前年の四月一日から当該年の三月三十一日までの期間 当該年の周月三十日までの期間 当該年の前年の四月三十日までの期間 当該年の前年の四月三十日までの期間 当該年の前年の四月三十日までの期間 当該年の前年の四月三十日までの期間 当該年の前年の知月三十日までの期間
(新設)	(新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)	新設

五 指定を取り消した理由	四 指定を取り消した年月日	三位置	